

今治拳友会 保護者会規程

第1条（目的）

本規程は、今治拳友会規約に基づき、未成年会員の健全な活動を支援するとともに、本会の円滑な運営に協力するため、保護者会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（構成）

保護者会は、本会に所属する中学生以下の会員の保護者をもって構成する。

2 前項の保護者は、当該会員の入会と同時に保護者会の会員となるものとする。

第3条（役割）

保護者会は、次の各号に掲げる事項について、本会に協力するものとする。

- (1) 大会、行事等の運営補助
- (2) 安全確保に関する協力（送迎、見守り等）
- (3) 会員の健全育成に関する協力
- (4) その他本会の運営に必要な事項

第4条（本会との関係）

1 保護者会は、本会の補助的組織とし、意思決定機関ではない。

2 最終的な運営判断は、本会の理事会が行う。

3 保護者会は、本会の運営に関し意見を述べることができるが、これをもって意思決定に代えることはできない。

第5条（保護者の責務）

保護者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 本会の規約及び各種規程を理解し、これに協力すること
- (2) 会員の健康状態を把握し、無理のない参加をさせること
- (3) 送迎及び日常生活における安全管理を行うこと
- (4) 指導方針を尊重し、過度な指導介入を行わないこと
- (5) 他の会員及び保護者との良好な関係を維持すること

第6条（役員）

保護者会に、必要に応じて次の役員を置くことができる。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名

- 2 役員は、保護者の互選により選出する。
- 3 役員は、本会と連携し、保護者会の取りまとめを行う。

第7条（会議）

保護者会は、必要に応じて会議を開催することができる。

- 2 会議は、本会の理事会と連携して開催することができる。

第8条（費用）

保護者会の活動に必要な費用は、本会の会費又は別に定める方法により負担することができる。

第9条（個人情報及び守秘義務）

保護者は、本会の活動に関連して知り得た個人情報を適切に管理し、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

第10条（禁止事項）

保護者は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 指導者の指導を妨げる行為
- (2) 他の会員又は保護者に対する誹謗中傷、ハラスメント
- (3) 本会の秩序を乱す行為
- (4) その他本会の運営に支障を及ぼす行為

第11条（措置）

前条に違反する行為があった場合は、理事会の判断により、注意、参加制限その他必要な措置を講ずることができる。

第12条（委任）

本規程に定めるもののほか、保護者会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。